

図書類自動販売機設置届出書

平成 年 月 日

奈良県知事 殿

住 所

氏 名

印

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

図書類を販売するため自動販売機を設置するので、奈良県青少年の健全育成に関する条例第25条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

自動販売機の設置場所	市 町 郡 村 番地
図書類自動販売業者	住 所 氏 名 電話番号 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
図書類自動販売管理者	住 所 氏 名 電話番号
自動販売機を管理する者	住 所 氏 名 電話番号
自動販売機の設置場所を提供する者	住 所 氏 名 電話番号
自動販売機の名称、型式及び製造番号	名 称 型 式 製造番号
販売開始予定年月日	平成 年 月 日
備 考	

(注) 届出書には、次の書類を添付して下さい。

- 1 自動販売機の設置場所付近の見取図
- 2 図書類自動販売管理者の住民票の写し
- 3 図書類自動販売管理者が、条例に定める図書類自動販売管理者となることを承諾し、かつ、図書類自動販売管理者としての義務の履行に関し、必要な権限が付与されていることを証する書類
- 4 自動販売機の設置場所を提供する者が、その設置を承諾していることを証する書類

図書類自動販売機設置届出事項の変更届出書

平成 年 月 日

奈良県知事 殿

住 所  
氏 名 ㊟

電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所の所  
在地、名称及び代表者の氏名〕

図書類の自動販売機の届出に係る事項を変更したので、奈良県青少年の健全育成に関する条例第25条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

設 置 場 所		
変 更 事 項		
変 更 の 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日		平成 年 月 日

(注) 変更届出書には、次の区分に応じ必要な書類を添付して下さい。

1. 図書類自動販売管理者の住所及び氏名を変更した場合

(1) 図書類自動販売管理者の住民票の写し

(2) 図書類自動販売管理者が、条例に定める図書類自動販売管理者となることを承諾し、かつ、図書類自動販売管理者としての義務の履行に関し、必要な権限が付与されていることを証する書類

〔ただし、図書類自動販売管理者が同一人であつて、当該者の住所又は氏名を変更したときは、  
(2)の書類を除く。〕

2. 自動販売機の設置場所を提供する者の住所及び氏名を変更した場合

自動販売機の設置場所を提供する者が、その設置を承諾していることを証する書類

(ただし、設置場所提供者が同一人であつて、当該者の住所又は氏名を変更したときを除く。)

図書類自動販売機廃止届出書

平成 年 月 日

奈良県知事 殿

住 所

氏 名 ㊟

電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所の所  
在地、名称及び代表者の氏名〕

自動販売機による図書類の販売を廃止したので、奈良県青少年の健全育成に関する条例  
第25条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

設 置 場 所	
廃 止 年 月 日	平成 年 月 日

## 図書類自動販売機設置承諾書

私の所有（管理）する

市  
郡

町  
村

番地の 土地  
建物

に貴殿が図書類自動販売機（型式

—、

製造番号

）を設置することを承諾する。

平成 年 月 日

図書類自動販売業者

住 所

氏 名

殿

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

自動販売機の設置場所を  
提供する者

住 所

氏 名

印

# 約 定 書

図書類自動販売業者 (甲)

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所  
の所在地、名称及び代表者の氏  
名 〕

図書類自動販売管理者 (乙)

住 所

氏 名

(法人にあつては、 会社 )

を甲とし、 を乙として、下記のとおり約定した。

- 1 甲は、別紙に記載する自動販売機に関し、乙を奈良県青少年の健全育成に関する条例（以下「条例」という。）第24条第1項に規定する図書類自動販売管理者と定め、乙に条例に定める図書類自動販売管理者としての義務の履行に関する必要な権限を付与する。
- 2 乙は、上記1に記載の権限の行使に関し、条例に規定する図書類自動販売管理者としての義務を履行することを承諾する。

平成 年 月 日

甲 氏 名 印  
〔 法人にあつては、名称及び代表者  
の氏名 〕

乙 氏 名 印

設置場所付近の見取図

